

HIMEDIC 山中湖倶楽部利用規程

【ご予約の手続】

＜検診の受付について＞

1. 検診、宿泊とも、完全予約制です。ご予約のお申し込みは、クラブデスク ☎0120-373-388
クラブデスク

2. ご予約の方法

- ①ご入会時、会員ごとに、定期的に検診できるよう占有日期间の設定された、検診カレンダーが交付されますので、その占有日期间内から、ご希望の検診日を選んでいただきます（下記 i）。
占有日期间以外で検診をご希望される場合は、ご希望の検診日の 1 ヶ月前からご予約を受け付けいたします（下記 ii）。

	ご希望検診日	ご予約方法
i	占有日期间内	・前年度の占有日期间より、ご希望検診日の 2 ヶ月前までにお申し込み下さい。 ・ご希望検診日の 2 ヶ月前までにお申し込みがない場合は、自己のホームクリニックの優先権がなくなり、ご希望検診日の 1 ヶ月前までの占有日利用となります。ただし、お申込順に決定いたします。 ・細則第 4 条第 8 項に定める、追加検診者の占有日期间内のご利用は、会員が利用する同日に限り、占有日期间予約が出来るものとなります。それ以外は ii 占有日期间外（フローティング予約）によるものとなります。
ii	占有日期间外 （フローティング予約）	・占有日のご利用者が優先されるため、ご希望検診日の 1 ヶ月前よりご利用の受付開始とさせていただきます。 ・ご希望の検診日に空きがある場合に限ります。

- ②すべてのご予約につきましては、お申込順に決定いたしますので、予約状況によってはご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承下さい。

3. ご予約時には、ご希望のご利用日、会員名、会員番号、受診コース名、ご利用の検診券番号、ご利用者名をお知らせください。また、細則第 4 条第 8 項記載の追加検診代金を支払うことにより、1 名まで追加受診することが出来ます。その場合、ご予約時に追加検診者名もお知らせください。追加検診代金は、検診日に検診施設でお支払いください。なお、追加検診者の受診権利は、1 年に 1 回とし翌年に繰り越せないものとします。また、追加検診者の占有日期间内のご利用は、会員様が利用する同日に限り、占有日期间予約が出来るものとなります。それ以外は、フローティング予約となります。

4. 検診日確定後、原則受診日の 3 週間前までに受診案内等、検査時必要書類を送付します。ただし、フローティングでご予約をされた場合は、この限りではありません。

5. 検診券の有効期間は、入会月の 1 日から起算して 2 年間です。ただし、1 年目は、占有日期间内でのご利用ができますが（占有日期间外は 1 ヶ月以内のフローティング利用）、2 年目は、ご希望検診日の 1 ヶ月以内のフローティングでのご利用となります。

6. なお、ご予約もなく検診期間（検診券発行日から起算して 2 年間）が経過した場合、および何等のご連絡もなくご予約当日にお越しにならなかった場合は、その年度の権利は消化したものとみなします。

7. 検診の受付は、指定時間までに検診施設で行って下さい。また、検診受付時には、W コース検診券、受診案内、問診表等をご持参下さい。追加検診者が同日に受診する場合は、必ず一緒について受診を行って下さい。また、受付にて会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）または身分証明書をご提示下さい。

8. 刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診およびメディカルサービスをお受けいただくことができません。

9. 対応言語と医療通訳者について

- ① 会員又は会員が指名した利用者（細則で定める追加検診者を含みます。）（以下、これらを併せて「受診者」といいます。）に提供する診及びメディカル・サービスは、日本語により提供します。
- ② 日本語による意思疎通が困難な受診者は、医療通訳者を帯同いただかなければならないものとします。
- ③ ご自身で医療通訳者を手配される場合は、以下の事項にご留意ください。
 - (1) 医療通訳者は「医療通訳技能認定試験」又は「医療通訳技能検定試験」の資格保有者であることを推奨します。
 - (2) 受診者にとって 3 親等以内の親族による通訳はお断りしております。なお、医療通訳者が受診者の親族ではないことの確認のため、医療通訳者および受診者の身分証明書をご提示いただく場合がございます。
- ④ 日本語での意思疎通が困難であるにもかかわらず受診者が医療通訳者を帯同しない場合、又は帯同した医療通訳者の翻訳が不正確であるなど医療通訳者として適切でないと提携先医療機関が判断した場合、提携先医療機関は検診及びメディカル・サービスの提供を拒否することが出来るものとします。
- ⑤ 提携先医療機関は、日本語による意思疎通が困難と判断した受診者に対し、翻訳サービスを利用することができるものとします。
- ⑥ 医療通訳に関する費用（⑤の翻訳サービスに関する費用を含みます。）は、受診者においてご負担いただきます。
- ⑦ 医療通訳（⑤の翻訳サービスを含みます。）に誤訳等が生じ、又は受診者の個人情報等を第三者に開示・漏洩等することによって受診者に損害等が生じた場合であっても、提携先医療機関は一切の責任を負わないものとします。

＜ご宿泊について＞

1. 検診時のご宿泊は、リゾートトラスト株式会社が販売する「エクシブ、ベイコート倶楽部、サンメンバーズクラブ会員権」（以下「宿泊型会員権」といいます）を所有の場合、所有の宿泊型会員権のタイプ相当ルームを、占有日または宿泊券をご使用の上、1 泊まで無料でご利用いただけます。宿泊型会員権を所有されていない会員または HIMEDIC 山中湖倶楽部会員向けルームをご希望の場合は、HIMEDIC 山中湖倶楽部会員向けルームを 1 泊まで無料でご利用いただけます。検診は、1 つの W コースで 1 泊 2 日が必要です。また、同室での追加検診者および同伴者のご宿泊は、無料とします。追加検診者が別室利用の場合には、所定のルームチャージ料金をご負担いただきます。

2. ご宿泊は無料ですが、レストランその他ホテルの付帯施設をご利用の場合は、所定の料金をご負担いただきます。ただし、検診ご利用者（追加検診者がいらっしゃる場合は追加検診者を含みます。）の検診日当日の、会社指定の昼食は無料とします。

3. ホテルフロントにて、本倶楽部の会員証をご提示の上、チェックインを行って下さい。なお、チェックインは、検診前日の午後 3 時からできます。

4. チェックアウトは、ホテルフロントにて行います。ホテルの付帯施設のご利用がございましたら精算して下さい。

※本規程において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによるものとします。

W コース検診券とは、券面に「W コース」と記載された検診券をいいます。

(2025 年 9 月 1 日改定)